

綾部市と京都産業大学との包括連携に関する協定書

綾部市と京都産業大学（以下「双方」という。）は、次のとおり包括的な連携協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、双方が包括的な連携のもと、相互の人的、物的、知的資源を交流、活用することにより、地域社会の発展と人材の育成を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 双方は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）教育研究を通じた地域の振興に関する事
- （2）健康・福祉の増進に関する事
- （3）環境保全に関する事
- （4）文化、教育の振興に関する事
- （5）産業の振興、まちづくりの推進に関する事
- （6）人材の育成に関する事
- （7）その他前条の目的を達成するために双方が必要と認める事

（守秘義務）

第3条 双方は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間後を問わず、第三者に対し開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年後の日が属する年度末とする。ただし、期間満了の日の1月前までに、双方のいずれからも改廃の申し出がない場合には、さらに1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第5条 連携の具体的事項及びその他必要な事項については、双方が協議の上、別に定めるものとする。

- 2 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、双方が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年4月20日

綾部市若竹町8番地の1
綾部市

市長

山崎善也



京都市北区上賀茂本山
京都産業大学

学長

大城光正

